

### 重度心身障害者移動サービス 利用助成券を交付します

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。

次の助成内容のどちらか一方を選択してご利用ください。

●助成内容

- ・タクシー券 1カ月当たり2枚を助成(1枚500円分)
- ・燃料券 自動車の燃料費1カ月当たり1枚を助成(1枚1,000円分)

●対象者

- ①身体障害者手帳「1級・2級」の方、足(脚)に不自由があり障害部位別の等級が「3級」の方、内部障害(心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害)があり、障害部位別の等級が「3級」の方
- ②療育手帳「A」の方
- ③精神障害者保健福祉手帳「1級・2級」の方

※所得制限などの条件があります。また、施設入所者や3カ月以上医療機関入院者、高齢者対象の高齢者タクシー利用助成券交付者は除きます。

- 申請に必要な物 ①印鑑、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、③自動車検査証、④運転免許証(③④は燃料券を選択した場合)

●申請受付場所および受付開始日

- ①福祉課 4月1日(月)～
  - ②市民課 4月8日(月)～
- ※福祉課はタクシー券と燃料券を受付しますが、市民課はタクシー券のみの受付になります。受付は8:30～17:15まで(土日を除く)

※助成券は申請した月単位で発行になりますので、ご注意ください。

■燃料券希望時の注意事項

燃料券を希望する本人が、自動車を自ら運転しない場合は、次の要件が必要です。

- ①身体障害者手帳や療育手帳の種別が「1種」の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方は、本人が自動車を所有し、本人の利用のために同居する家族が運転する場合
- ②療育手帳、18歳未満で身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、本人の利用のために、同居している家族の方が自身の所有する自動車を運転する場合

■休日窓口開設

3月30日(土)に限り市役所1階ホールで受付します。時間は9:00～16:00(タクシー券・燃料券どちらも受付可)

なお、市民課などの窓口は行っていませんのでご注意ください。

☎福祉課 ☎22-1400

### 廃車などの手続きは お早めに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在で登録がある車両に課税されます。現在使用していない車両や名義人が死亡・転出している車両は、3月末までに手続きを済ませてください。

なお、3月は窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きを済ませてください。

●車種別の手続き先

- ・原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313
- ・軽四輪・軽二輪など 宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830
- ・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

### 障がいをお持ちの方へ 各種手当をご存じですか?

●特別障害者手当(20歳以上の方)

●障害児福祉手当(20歳未満の方)

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に支給します(重度の障がいとは、身体・知的・精神障害者手帳交付要件の障がい度合いが重い等級に相当する傷病となります)。

※施設入所者や3カ月以上の入院者は除きます。

※審査や要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

☎福祉課 ☎22-1400

### 異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

☎大河原年金事務所  
☎0224-51-3111  
健康推進課 ☎22-1362  
日本年金機構ホームページ  
http://www.nenkin.go.jp

■国民年金の手続き

	こんなとき	変更後の種別	手続き先
第1号被保険者(学生・自営業者など)	就職して厚生年金などに加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚などで厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者(会社員・公務員など)	お勤め先を退職した	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	退職したあと、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)	収入増加などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	厚生年金などに加入していた配偶者が退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	勤務先
	就職して厚生年金などに加入した	第3号被保険者	配偶者の勤務先
	配偶者が転職などで加入する厚生年金の種類が変わった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。※市役所での手続きに必要なもの(基礎年金番号等がわかるもの・印鑑・資格喪失証明書・運転免許証等の身分証明書)

	こんなとき	変更後の種別	手続き先
20歳になった方	学生、自営業、無職である	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	厚生年金などに加入している配偶者に扶養されている	第3号被保険者	配偶者の勤務先

※市役所での手続きに必要なもの(個人番号がわかるもの、運転免許証等の身分証明書)

### 市民課・税務課の休日窓口を開設および 平日窓口を延長します

- 日時
    - ・3月23日(土)9:00～16:00
    - ・4月3日(水)17:15～19:00
  - 取扱内容
    - ①住民異動届(転入・転出・転居など)
    - ②印鑑登録
    - ③住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明書などの交付
    - ④所得証明などの交付
- ※内容によっては、取り扱いできないものもあります。詳しくは、事前に各課へお問い合わせください。
- 持ち物 運転免許証・保険証などの身分証明書、マイナンバーカード
- ☎市民課 ☎22-1312  
税務課 ☎22-1313

### 紙上から お礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)  
菊地逸夫、羽山碎石株式会社代表取締役 小川隆、門前茶や

### 高齢者にバスの乗車証を 交付します

1カ月当たり4枚の乗車券(1乗車につき自己負担100円)と乗車証を交付します。

- 対象者 70歳以上になる方(昭和25年4月1日までに生まれた方)で、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)を利用する方
- 対象区間 ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)

※白石蔵王駅～白石駅前間は、市民バスきゅるくん「白角線・大張線」をご利用ください。

- 申請に必要なもの 印鑑
- 受付期間・場所 3月29日(金)～8:30～17:15(土・日を除く) 長寿課(総合福祉センター内)
- 臨時受付窓口を開設します 3月29日～4月2日(土・日を除く)9:00～16:00 市役所1階ホール

※なお、4月3日以降は市民課総合福祉窓口でも受付できます。  
☎長寿課 ☎22-1361

3月は  
国民健康保険税(9期)  
後期高齢者医療保険料(9期)  
の納期です

「夜間収納総合窓口」開設

- 日時 3月25日(月) 17:15～19:30
- ※納税相談は20:00まで
- 場所 収納管理室・会計課

■人口 34,207人(前月比) -36人  
男16,782人 女17,425人  
■出生件数 10件 ■死亡件数 48件  
■世帯数 14,256世帯 ※住民基本台帳から、1月31日現在

市内の交通事故 1月1日～31日 ※( )は1月からの累計  
■発生件数 74件(74件) ■死亡者数 0人(0人)  
■負傷者数 6人(6人) ■物損件数 70件(70件)  
■飲酒運転摘発者数 0人(0人)

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。